

生活保護をお考えの方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

●生活保護とは

私たちは、生活しているうちに、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産などを売却するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。生活保護は、このような時に、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度です。

●生活保護を受けるには、次のような要件があります

- 1 資産の活用
預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車などの資産は、まず自分たちの生活のために売却などして活用してください。ただし、現在お住まいの住宅、障がい者などのため特に利用が必要な自動車、生命保険等は、一定の条件のもとに保有が例外的に認められる場合がありますので、ご相談ください。
- 2 能力の活用
働くことができる人は、その能力に応じて働く(働いていない場合は、求職活動をするなどして最善の努力をする)ことが必要です。
- 3 扶養義務者の援助
扶養義務者(親や子、兄弟姉妹など)からの扶養(援助)は保護に優先されます。
- 4 他の制度の活用
生活保護法以外の制度(健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など)で活用できるものがあるときは、活用してください。

●保護の内容

保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助があります。

●保護の要否判定

保護は原則として、世帯(暮らしをともにしている家族など)を単位にして、その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

保護が受けられる場合	
(収入が最低生活費に満たないとき)	
最低生活費	
収入、預貯金	支給される保護費

保護が受けられない場合	
(収入が最低生活費を上回るとき)	
最低生活費	
収入、預貯金	

なお、生活保護開始となった場合でも、一定以上の年金等収入がある場合は、医療費や介護費の自己負担額が発生する場合があります。

○最低生活費とは…

その世帯の実態(人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など)をもとに、国で決めた基準により計算された1か月分の生活費です。

○収入とは…

働いて得た収入、年金、手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など世帯員全員の全ての収入をいいます。

●生活保護が決定されるまで

1 申請(申請主義)

生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としており、原則として本人か扶養義務者又は同居の親族等からの申請が必要です。申請するときは、原則として申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

2 調査

申請されると福祉事務所の担当員が、家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。また、必要に応じて銀行、生命保険会社や勤め先など関係先の調査を実施します。調査の内容には次のようなものがあります。

・現在の生活状況 ・世帯員の健康状態 ・収入、資産 ・今までの生活状況 ・扶養義務者からの扶養の可能性(著しい関係不良等は調査しない場合あり) ・その他必要な事項

3 決定

調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要ならどの程度のものかを申請のあった日から、14日以内(特別な理由がある場合は30日以内)に決定し、文書で通知します。

なお、福祉事務所長の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から60日以内に県知事に対して審査請求をすることができます。

●保護が開始された場合

原則として、毎月6日にその月分の保護費が金銭で支給されます。介護費や医療費については福祉事務所が直接、介護施設や医療機関に支払います。

●その他

生活保護が開始決定となった方には、別途【生活保護のしおり】があります。生活保護制度を詳しくお聞きになりたい方や【生活保護のしおり】が必要な方は、職員にお声かけください。

なお、都城市ホームページからも生活保護のしおりをご覧いただけます。

◇問合せ先:都城市福祉事務所【保護課】

電話:0986-23-2764(直通)

